

## 随意契約理由

令和5年(2023年)12月21日

契約担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 施設課
発注担当課名	豊中市伊丹市クリーンランド 施設課
契約名称	料金徴収機更新業務
契約内容	計量データ処理装置設備の料金徴収機の更新
契約締結日 及び契約期間	契約締結日 令和5年(2023年)12月21日 契約期間 令和5年(2023年)12月21日～ 令和7年(2025年)3月31日
契約の相手方 (所在地・名称)	尼崎市南初島町12-6 株式会社アセック
契約金額 (税込み)	3,377,000円
随意契約理由	(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当) 本業務は、豊中市伊丹市クリーンランドごみ焼却施設内に設置されている計量データ処理装置設備の料金徴収機の更新を目的とする。 当該設備は、株式会社アセックの固有の技術に基づいて設計・施工されたものであり、本業務の施工部分と既設設備とは密接不可分の関係にあることから、同一施工者以外のものに施工させた場合、既設の設備の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがあるため、上記根拠法令に基づき随意契約を行うもの。